平成２９年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市川西町4734番地３　田淵貸家
債務者　田代江実子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
神奈川県横須賀市衣笠町16番25号
債務者　山田　裕一
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目33番６号　コーポナガシマ103
債務者　大井　昭治
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５４号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目３番地６　ロゼシャトーヤマザキ202
債務者　鈴木　朝生
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２号
神奈川県横須賀市林４丁目450番地８　レオパレス林202
債務者　岩本　陽一
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１２号
青森県上北郡七戸町字中野101番地　長下団地７－２号
債務者　向中野　梢
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
青森市大字八ツ役字芦谷316番地１　メゾンハッシュＡ－107
債務者　工藤　　浩
１　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目５番地１　市営住宅Ｃ－402号
債務者　井関千鶴子
１　決定年月日時　平成29年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５０号
神奈川県平塚市東真土３丁目11番28号　エクレール平塚Ⅲ－202号、前住所神奈川県平塚市豊田平等寺438番地の13
債務者　長内　克薫
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１号
神奈川県平塚市東真土３丁目11番28号　エクレール平塚Ⅲ－202号、前住所神奈川県平塚市豊田平等寺438番地の13
債務者　長内　幸恵
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3462番地の４、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津1101番地の２　コーポ菅原205
債務者　遠山　広子
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４６号
名古屋市北区大曽根４丁目16番15号　ＩＳ大曽根７Ｂ号
債務者　水野　金治
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
山梨県南巨摩郡身延町相又503番地４　相又団地２－205号
債務者　横溝　豊和
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
山梨県甲府市音羽町１番20号　ヴィラ音羽211、前住所山梨県甲府市山宮町2450番地１
債務者　小林　紀道
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
山梨県甲府市音羽町１番20号　ヴィラ音羽211、前住所山梨県甲府市山宮町2450番地１
債務者　小林千惠美
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
兵庫県西脇市野村町1790番地の281　ゆいまーる107号
債務者　吉田　久志
１　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所社支部